

公募・協賛事業を募集

市民の皆さんの柔軟な発想やアイデアを活かし、田原市のさまざまな魅力を再発見でき、市内外に発信できるような事業を募集しています。

☑️公募事業

田原市を中心に活動している方、または活動実績のある方や各種団体などが実施する、田原市の人や物、地域の資源(特産物・自然景観)などを活かした新たな取り組みやイベントなど。多くの市民が参加でき、市内で市制施行10周年記念事業として実施。

※募集締め切り／4月30日(金) (委託事業)

☑️協賛事業

市民や各種団体などの皆さんが平成25年度中に実施し、「市制施行10周年記念」の名称(冠)を付けて市制施行10周年を盛りあげていただける事業。 ※いずれも、政治活動や宗教活動、営利を主な目的とするもの、公の秩序を乱すおそれのあるものなどは除きます。公募・協賛事業については、詳しくは広報たはら3月1日号4頁、または市ホームページをご覧ください。

ロゴマークが決定

市制施行10周年のロゴマークが決定しました。今年度行われる、各種の市制施行10周年記念事業などで使用します。

「ロゴマークのデザインのコネクト」

田原市の将来を担う子どもが笑顔で手を振る姿をモチーフにしています。「1」は手と植物を表すとともに、大地の恵みや農作物も表しています。「0」は子どもの笑顔と海を表すとともに、豊かな海の恵みや環境も表しています。



☑️ロゴマークなどの使用について

市民の皆さんが平成25年度に実施する事業などで、市制施行10周年の協賛事業としてロゴマークやキャッチフレーズを使用することができます。

■申請方法

4月1日から平成26年3月31日の間に実施する事業などで、ロゴマークやキャッチフレーズ「風薫り 光り輝く 旬なまち 田原」を使用、また「市制施行10周年」の冠付けについては、事前に書類を提出していただきます。承認を受けた後に、ロゴマークのデータをお渡しします。(政治活動や宗教活動、営利を主な目的とするもの、公の秩序を乱すおそれのあるものなどは除きます) ※詳しくは、ホームページをご覧ください。 くれ、お問い合わせください。

▼政策推進課

☎ 23局 3507 FAX 23局 0669

🌐 <http://www.city.taharaaichi.jp/>

【お詫ごと訂正】

3月1日号の市政の話題の5頁に掲載した「メガソーラー事業」については、平成25年度に着工します。お詫ごと訂正します。

平成25年

田原市観光写真コンクール

～作品募集～

平成25年1月から12月までに撮影した未発表の作品で、市内の行事や祭り、景観、街並み、人と人とのふれあいなど、四季を感じさせるものを題材とした写真を募集します。



●テーマ 渥美半島の四季

※春(3～5月)、夏(6～8月)

秋(9～11月)、冬(12～2月)

●作品 四つ切りまたはA4(単写真)

※ワイド版、日付入り、縁付き不可

●応募方法

渥美半島観光ビューロー事務局にある応募票を作品の裏面に添付のうえ提出(郵送の場合は当日消印有効)

※応募票は渥美半島観光ビューローホームページからもダウンロードできます。

●締め切り 12月27日(日)

●賞

田原市長賞、渥美半島観光ビューロー会長賞ほか(入賞者には賞状と副賞)

▼渥美半島観光ビューロー

〒441-3492 住所不詳

☎ 23局 3510 FAX 23局 2020

🌐 <http://www.taharakankou.gr.jp/>